

廃止

生活保護法等指定介護機関 **※ 届書**
休止
廃止

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、中国残留邦人等支援法とい）
第54条の2第5項におい
定に基づき※ 休止・廃止 しましたの
法規

- ・介護保険事業者番号
- ・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号

指 定 介 護 機 関 等	番 号	1234567890
	名 称 （氏名）	アイリステナーサービス
	所 在 地 （住所）	〒444-4321 一宮市一宮1丁目1番1号
※ 休止・廃止 年月日		令和 3 年 6 月 1 日
※ 休止・廃止 するサービス		通所介護
※ 廃止 ・ 休 止 の 理 由	営業不振のため。	
利 用 者 等 の 措 置 状 況	他の介護施設を紹介。	
再 開 の 見 通 し （休 止 の 場 合）	申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入	

令和**3**年 **6**月 **1**日

（あて先）一宮市長

〒444-4321
住所 **一宮市一宮1丁目1番1号**

申請者

氏名 **株式会社アイリス**
代表取締役 愛知 太郎

休 止

生活保護法等指定介護機関

休止

※ 届書

廃止

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、中国残留邦人等支援法とい）第54条の2第5項において定めらるる事項に基づき※ 休止・廃止 しましたので、お知らせします。

- ・介護保険事業者番号
- ・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号

指 定 介 護 機 関 等	番 号	1234567890
	名 称（氏名）	アイリステナーサービス
	所在地（住所）	〒444-4321 一宮市一宮1丁目1番1号
※ 休止・廃止 年月日		令和 3 年 6 月 1 日
※ 休止・廃止 するサービス		通所介護
※ 廃止・休止の理由	営業不振のため。	
利用者等の措置状況	他の介護施設を紹介。	
再開の見通し (休止の場合)		

令和**3**年 **6**月 **1**日

(あて先) 一 宮 市 長

申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入

〒444-4321

住 所 **一宮市一宮1丁目1番1号**

申請者

氏 名 **株式会社アイリス**
代表取締役 愛知 太郎